

# 一般社団法人 JP-MIRAI 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 JP-MIRAI と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、「マルチステークホルダーが協力し、外国人労働者の権利をまもり、労働環境・生活環境を改善することにより、責任をもって外国人労働者を受け入れ、外国人労働者から『選ばれる日本』となり、包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指すこと」を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 外国人支援のための基盤構築事業
  - (1) ポータルサイト（アプリ）運営事業
- 2 「ビジネスと人権」に関する民間企業との協働事業
  - (1) 民間企業向け研修・助言事業
  - (2) 外国人労働者のための相談窓口・救済メカニズム運営事業
  - (3) 民間企業の人権デューデリジェンス支援事業
  - (4) 外国人労働者受入れ企業・関連団体認証事業
- 3 マルチステークホルダーとの連携事業
  - (1) 会員の取組みの促進・学びあい促進事業
  - (2) 外国人労働者の受入れに関する調査研究事業
  - (3) 国内・海外への広報・啓発事業
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第6条 社員は入会金、会費等の経費を負担しないものとする。

### (退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年3月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故又は支障がある場合は、理事会の決議に基づき他の理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。
- 3 前2項にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし一般法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事、監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間までとする。

3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間までとする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執

行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。但し、各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならず、また、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で年2回以上開催し、一般法人法第91条1項に定める理事は自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、

代表理事に事故又は支障がある場合は、予め理事会が定める順序に従って他の理事が招集する。

2 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事に対して発する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障がある場合は、当該理事会において出席した理事の互選により議長を選定する。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4(2022)年12月末日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 矢吹公敏

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

\_\_\_\_\_

設立時社員 矢吹公敏

\_\_\_\_\_

設立時社員 杉田昌平

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附則 1 この定款は、令和5年6月1日から施行する。